

規制の事前評価書

評価実施日：平成23年2月3日

政策	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案		
担当課	港湾局総務課 港湾局港湾経済課	担当課長名	若林陽介 永松健次
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【関連条項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾法第 43 条の 21、第 43 条の 22 及び第 43 条の 23 ・ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(以下「特定外貿埠頭法」という。)第 4 条、第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾運営会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止(港湾法第 43 条の 21) ・ 港湾運営会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出(港湾法第 43 条の 22、第 43 条の 23) ・ 特定外貿埠頭法に規定する指定会社(以下「埠頭会社」という。)の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止(特定外貿埠頭法第 4 条) ・ 埠頭会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出(特定外貿埠頭法第 4 条の 2、第 4 条の 3) <p>② 規制の目的</p> <p>国際戦略港湾及び国際拠点港湾については、その機能に代替性のない重要な公共インフラであることから、港湾運営の民営化後も適切な運営を確保する必要がある。しかしながら、特定の者の便宜のみを図る者が株式保有を通じて港湾運営会社の経営に介入することで、これらの港湾がその役割を果たすことを妨げる事態を引き起こすことも想定され、我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与える可能性がある。</p> <p>このような事態を未然に防止し、これら港湾の適正な運営を確保する観点から、1. 港湾運営会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止、2. 会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出等所要の措置を講ずるものである。</p> <p>一方、埠頭会社については、現在、港湾管理者に対して埠頭会社の発行済株式の総数の2分の1以上にあたる株式の保有義務を課しているところだが、更なる民間の活力及び資金の導入を通じた効率化を図るため、本法律案において港湾管理者に対する株式の保有義務を廃止することとしている。しかしながら、埠頭会社は、国際戦略港湾における主要な外貿コンテナ埠頭を保有しているなど、その機能に代替性がなく、港湾運営会社と同様に、特定の者の便宜のみを図る者が株式保有を通じて埠頭会社の経営に介入する事態を排除する必要がある。</p> <p>このようなことから、埠頭会社についても港湾運営会社と同様の措置を講じることとする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> a 関連する政策目標 <ul style="list-style-type: none"> 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 b 関連する施策目標 <ul style="list-style-type: none"> 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的国際海上輸送の確保を推進する c 関連する業績指標 <ul style="list-style-type: none"> 122 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 d 業績指標の目標値及び目標年度 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度比 5%減 		

平成 24 年度

e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標

④ 規制の内容

(* 以下、[]内は特定外貿埠頭法に基づく規制について記載。)

「規制の創設」

1. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止（港湾法第 43 条の 21 [特定外貿埠頭法第 4 条]）

地方公共団体又は港務局以外の者は、原則として、港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の 20%以上の数の議決権を取得・保有してはならないこととする。なお、議決権の数に増加がない場合等において、総株主の議決権の 20%以上の数の議決権を取得・保有することとなった者については、その旨を届出させるとともに、3 月以内に 20%未満の数の議決権とするための必要な措置をとらなければならないものとする。

2. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出（港湾法第 43 条の 22、第 43 条の 23 [特定外貿埠頭法第 4 条の 2、第 4 条の 3]）

港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の 5%を超える議決権の保有者となった者は、その保有する議決権の割合、保有の目的等を記載した届出書を、遅滞なく、当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者〔埠頭会社については国土交通大臣〕に提出しなければならないこととする。また、当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者〔埠頭会社については国土交通大臣〕は、当該届出について虚偽記載等の疑いがあると認めるときは、提出者に対し報告徴収及び検査を行うことができることとする。

⑤ 規制の必要性

1. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止（港湾法第 43 条の 21 [特定外貿埠頭法第 4 条]）

我が国港湾の国際競争力の強化を図る観点から、民の視点を取り込んだ港湾運営の一層の効率化を図るため、国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社（港湾運営会社）を港湾毎に一を限って指定する制度を創設することとした。国際戦略港湾及び国際拠点港湾は、我が国の経済活動及び国民生活に大きな影響力を有し、代替性のない重要な公共インフラであることから、会社制度導入後においても、これら港湾の適切な運営が確保される必要がある。

また、埠頭会社については、更なる民間の活力及び資金の導入を通じた効率化を図るため、本法律案において港湾管理者に対する株式の保有義務を廃止することとした。埠頭会社は、国際戦略港湾における主要な外貿コンテナ埠頭を保有するとともに、それを管理運営することにより、我が国経済社会、国民生活の発展に係る国際競争力の強化への寄与をその役割としている。このため、港湾管理者への株式保有義務の廃止後も、埠頭会社の適切な経営が確保される必要がある。

しかしながら、港湾運営会社及び埠頭会社の株主構成によっては、必ずしも適切な管理・運営が行われない場合が想定される。

国際戦略港湾及び国際拠点港湾については、その機能に代替性がなく、また特定の者の便宜のみを図る者が株式保有を通じて港湾運営会社の経営に介入することで、これらの港湾がその役割を果たすことを妨げる事態を引き起こす可能性がある。

埠頭会社についても、その機能に代替性がなく、また特定の者の便宜のみを図る者が株式保有を通じて埠頭会社の経営に介入することで、埠頭会社の保有する外貿埠頭が適切に管理運営されない事態を引き起こす可能性がある。

	<p>このため、港湾運営会社による港湾の適切な運営及び埠頭会社による適切な外貿埠頭の管理運営を担保するためには、会社の株主構成が過度に偏らないようにする必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、地方公共団体又は港務局以外の者は、原則として、港湾運営会社及び埠頭会社の総株主の議決権の 20%以上の数の議決権を取得・保有してはならないこととする。なお、議決権の数に増加がない場合等において、総株主の議決権の 20%以上の数の議決権を取得・保有することとなった者については、その旨を届出させるとともに、3月以内に 20%未満の数の議決権とするための必要な措置をとらなければならないものとする。</p> <p>2. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出（港湾法第 43 条の 22、第 43 条の 23〔特定外貿埠頭法第 4 条の 2、第 4 条の 3〕）</p> <p>上記 1. の規制の実効性を担保する観点から、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向について、港湾運営会社を指定した国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者〔埠頭会社については国土交通大臣〕が、把握する必要がある。また、現状では当該情報を的確に入手することができないことから、規制の実効性を十分に担保できない可能性がある。</p> <p>これは、現行港湾法では、港湾運営会社制度を導入しておらず、大量の議決権を取得・保有しようとする者の情報を的確に入手する手段がないためである。現行の特定外貿埠頭法においても、大量の議決権を取得・保有しようとする者の情報を的確に入手する手段がない。</p> <p>このため、港湾運営会社及び埠頭会社の議決権の大量取得・保有に関する情報を的確に入手することができるような制度を設ける必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の 5%を超える議決権の保有者となった者は、その保有する議決権の割合、保有の目的等を記載した届出書を、遅滞なく、当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者〔埠頭会社については国土交通大臣〕に提出しなければならないこととする。また、当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者〔埠頭会社については国土交通大臣〕は、当該届出について虚偽記載等の疑いがあると認めるときは、提出者に対し報告徴収及び検査を行うことができることとする。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>1. についての代替案： 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の適切な運営及び埠頭会社が所有する外貿埠頭の適切な運営を、議決権の取得・保有制限を導入せずに、港湾運営会社及び埠頭会社に対する行為規制のみで担保する場合</p> <p>2. についての代替案： 届出義務を課さずに、金融商品取引法に基づき提出される大量保有報告書を日々確認し、株式 1. の規制の実効性を担保する場合</p>
<p>規制の費用</p>	<p>1. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止（港湾法第 43 条の 21〔特定外貿埠頭法第 4 条〕）</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <p>株主は、港湾運営会社〔埠頭会社〕の議決権の取得・保有が制限されているが、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回の改正で併せて規定される港湾法第 43 条の 24〔特定外貿埠頭法第 4 条の 4〕に基づき、港湾運営会社〔埠頭会社〕は総株主の議決権の数等を公表する</p>

	<p>ことから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することができる。</p> <p>b 行政費用 行政においては、当該規制の遵守状況について把握するための費用が生じる。</p> <p>c その他の社会的費用 —</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 いかなる株主構成の場合であっても港湾運営上〔埠頭会社の経営上〕想定される様々な懸念に対応できるよう行為規制を導入するため、結果として過剰な規制を課す可能性があり、港湾運営会社〔埠頭会社〕は当該規制を遵守するために過剰な費用を要する可能性がある。</p> <p>b 行政費用 法で定めた行為規制の遵守状況を確認するために一定の費用がかかることが想定される。</p> <p>c その他の社会的費用 —</p> <p>2. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出（港湾法第43条の22、第43条の23〔特定外貿埠頭法第4条の2、第4条の3〕）</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 株主は、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回改正で併せて規定される港湾法第43条の24〔特定外貿埠頭法第4条の4〕に基づき、港湾運営会社〔埠頭会社〕は総株主の議決権の数等を公表することから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することができることから、届出に要する費用は僅少である。</p> <p>b 行政費用 当該届出を受理し、その内容を確認する費用が生じる。</p> <p>c その他の社会的費用 連結決算の対象となる等により、当該株式取得者の企業内容によっては、港湾運営会社の企業価値を損ない、市場からの資金調達が難しくなる等マイナスの影響を受けるおそれもあり、これは行為規制では担保できない事象である。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 株主は、届出の手続きが不要であることから、費用は発生しない。</p> <p>b 行政費用 大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができないことから、金融商品取引法に基づき提出される大量保有報告書によって、議決権を大量に取得した者がいないか、日々確認する必要が生じ、相当の費用が発生することが想定される。</p> <p>c その他の社会的費用 —</p>
規制の便益	<p>1. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止（港湾法第43条の21〔特定外貿埠頭法第4条〕）</p> <p>① 当該規制案における便益の要素 国際戦略港湾及び国際拠点港湾は代替性のない我が国の重要な公共インフラであることから、実際に港湾の運営が適正に行われなくなる事態が生じると、我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えることになる</p>

	<p>が、港湾運営会社の議決権の取得・保有制限を導入することにより、特定の者によって大量に株式を買い占められる場合に生じうる、港湾の運営が適切に行われない事態を防ぐことができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素</p> <p>いかなる株式構成の場合であっても港湾運営上〔埠頭会社の所有する外貿埠頭の管理運営上〕想定される様々な懸念に対応できるよう行為規制を導入することにより、港湾の適切な運営〔埠頭会社の所有する外貿埠頭の適切な運営〕の確保を図ることが可能となるが、一方で、結果として過剰な規制となり、港湾運営会社〔埠頭会社〕の柔軟な経営を妨げることにつながる。</p> <p>2. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出（港湾法第 43 条の 22、第 43 条の 23〔特定外貿埠頭法第 4 条の 2、第 4 条の 3〕）</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>届出義務を課すことにより、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができ、上記 1. の規制の実効性を担保することができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素</p> <p>大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握することができるため、上記 1. の規制の実効性を担保することができる。</p>
<p>規制の効率性 （費用と便益の関係の分析）</p>	<p>1. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止（港湾法第 43 条の 21〔特定外貿埠頭法第 4 条〕）</p> <p>本案を設けない場合、特定の者の便宜のみを図る者が株式保有を通じて埠頭会社の経営に介入することで、埠頭会社の保有する外貿埠頭が適切に管理運営されない事態を引き起こす可能性がある。一方、本案を導入することにより、一定の費用はかかるものの、上記の事態を引き起こすことを防止することができ、代替性のない重要な公共インフラである国際戦略港湾・国際拠点港湾〔埠頭会社の所有する外貿埠頭〕の適切な運営の確保を図ることが可能となり、効率的であると言える。</p> <p>本案と代替案を比較すると、港湾の適切な運営〔埠頭会社の所有する外貿埠頭の適切な運営〕の確保を図るという観点ではあまり差はないものと考えられるが、代替案は港湾運営会社〔埠頭会社〕に過大な負担を課し、港湾運営の民営化〔埠頭会社の所有する外貿埠頭運営の効率化〕の趣旨を没却する可能性があり、港湾運営会社〔埠頭会社〕は課された行為規制を遵守するために過剰な費用を要する可能性があることから、本案の方が代替案よりも効率的であると言える。</p> <p>2. 港湾運営会社〔埠頭会社〕の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出（港湾法第 43 条の 22、第 43 条の 23〔特定外貿埠頭法第 4 条の 2、第 4 条の 3〕）</p> <p>本案を設けない場合、1. の規制の実効性を担保することが困難なため、特定の者の便宜のみを図る者が株式保有を通じて埠頭会社の経営に介入することで、埠頭会社の保有する外貿埠頭が適切に運営されない事態を引き起こす可能性を排除することができない。一方、本案を導入することにより、1. の実効性を担保することができるとともに、遵守費用についても僅少であることから、効率的であると言える。</p> <p>本案と代替案を比較すると、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握するという便益上の観点からは大きな差はないものと考えられるが、代替案においては、相当の行政費用を要することが見込まれることから、本案の方が代替案よりもかかる費用が少なく、優れていると言える。</p>

<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>○「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) ○「国土交通省成長戦略」(平成 22 年 5 月策定)</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>○平成 33 年度に RIA 事後検証シートによる事後検証。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。 ○港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案附則第 7 条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一条及び第二条の規定による改正後の港湾法並びに第三条の規定による改正後の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>当該施策により、港湾運営の民営化後〔港湾管理者に対する埠頭会社に係る株式の保有義務の廃止後〕も、我が国の経済活動及び国民生活に大きな影響力を有し、代替性のない重要な公共インフラである国際戦略港湾・国際拠点港湾〔埠頭会社の所有する外貿埠頭〕の適切な運営の確保を図ることが可能となる。</p>